

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第13回会議次第

令和5年11月2日（木）

県庁別館2階第3会議室A

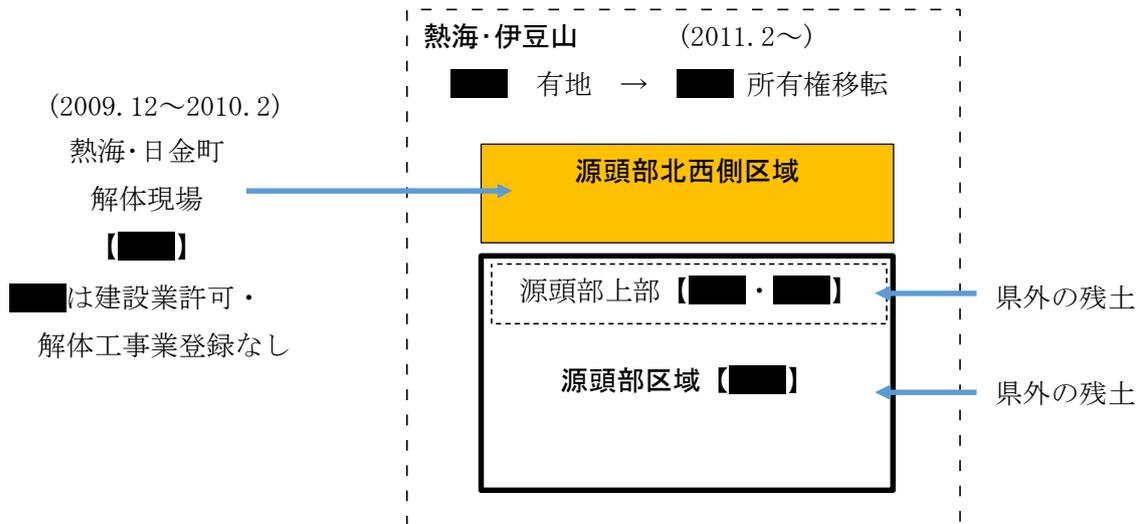
- 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
（土採取等規制条例、廃棄物処理法）
- 2 その他
- 3 次回の会議について

◎ 廃棄物処理法

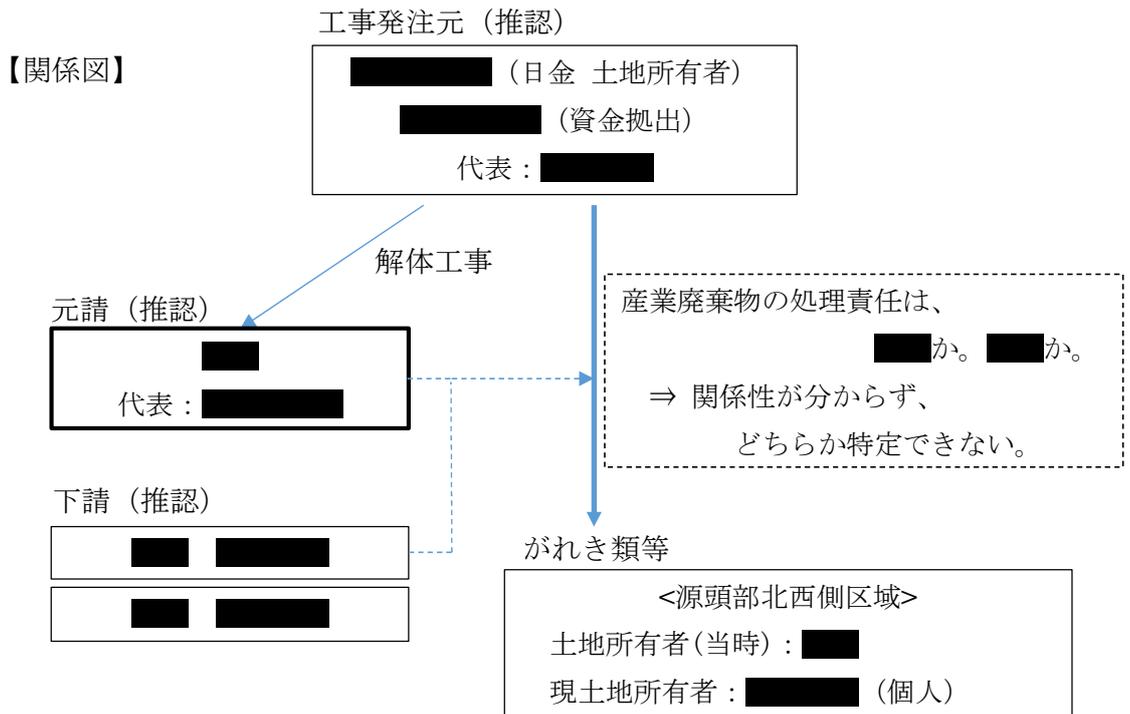
1 検証の対象である源頭部北西側区域（⑥区域）における土地改変行為の概要

- ・ 2009（平成21）年2月頃から、熱海市日金町における [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）が関わる建物解体で生じたと思しき産業廃棄物であるがれき類等が、当時、同社が**所有する熱海市伊豆山分譲地付近で残土搬入が行われた区域（土石流災害の発生元になった源頭部区域・赤井谷[REDACTED]）**から北西側約100メートル程離れた区域・水立[REDACTED]（以下「源頭部北西側区域」という。）に野積みしたまま、放置された。
- ・ 県は、**源頭部北西側区域の土地所有者である[REDACTED]の[REDACTED]社長（[REDACTED]会長を名乗る者。）**に対し、がれき類等の撤去を求めたが、同氏は**自社利用のためであり、資金難を理由に撤去を拒んだ。**
- ・ 熱海市からの通報を受けた県は、源頭部上部に搬入された残土の法面を修復していた土砂に混じって「木くず」が確認されたため、[REDACTED]^{*1}及び[REDACTED]^{*2}に対し、木くずを取り除くよう指導した。
 - ※1 [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の代表者で、日金町解体現場の責任者。[REDACTED]社長と同じく[REDACTED]に関係し、[REDACTED]の取締役で、同者工事部門を引き受けていたと考えられる現場の責任者。
 - ※2 [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の代表者。[REDACTED]社長の指示を受け、源頭部上部に残土搬入を行っていた者。
- ・ 県は、[REDACTED]らが、当該「木くず」混じりの土砂を源頭部北西側区域に移動したことを確認した。
- ・ 2011（平成23）年2月、産業廃棄物が放置された土地を含む一帯の土地は[REDACTED]（個人）の所有となった。[REDACTED]は土地の購入に当たり、産業廃棄物の撤去を[REDACTED]に求めていたが、[REDACTED]が産業廃棄物を撤去することはなかった。
- ・ 県は2013（平成25）年1月に、[REDACTED]自ら撤去する旨の書面「**熱海市伊豆山宇赤井谷地内産廃処理について**」を受理した。撤去の方法として、廃棄物であるがれき類を再利用したい旨の申し出となっていた。廃棄物を現実的に処理する選択肢として、現所有者による速やかな撤去も考えられたため、県はこの申し出を、がれきの**分別・破砕（自ら利用）**を条件として認めることとした。
- ・ しかしながら、県が、[REDACTED]による具体的な撤去作業計画を確認するため、2013年4月に立入検査を行ったところ、がれき類が地中に埋められていたことが判明した。
- ・ この廃棄物は、[REDACTED]の指示によるものであり、埋めた行為は“**廃棄物の処分行為**”と考えられたが、[REDACTED]が、県の指導を受け入れて撤去する意思を示したため、県は、がれき類を掘り起こして、適正に処理するよう指導を重ねた。

場所概略図



人物等相関図



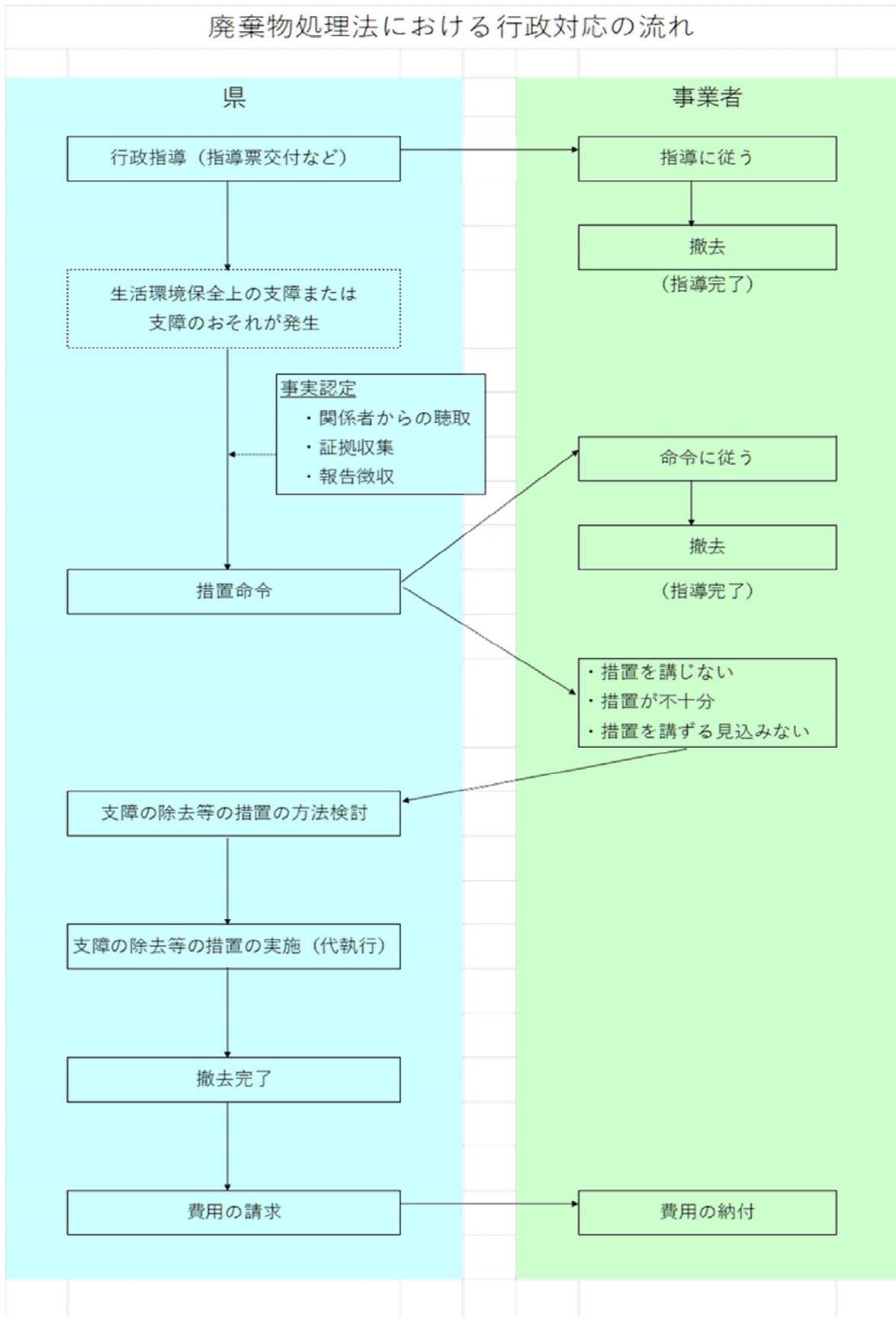
2 源頭部北西側区域 (⑥区域) に関連する廃棄物処理法の概要

○ 廃棄物処理法の目的 (廃棄物処理法第1条)

廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて生活環境の保全を図る

○ 不適正処理事案への対応

廃棄物処理法に基づく一般的な調査の流れは、次のとおり。



○ 不適正な処理に対する処分（措置命令）

知事は、処理基準等^{※1}に適合しない産業廃棄物の①保管、②収集、③運搬又は④処分^{※2}が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じる又は生じるおそれがあるとき^{※3}は、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように命ずることができる（廃棄物処理法第19条の5）。

※1 産業廃棄物の処理基準には「収集運搬」「積替え又は保管」「処分又は再生（中間処理）」「埋立処分」に関する規定があり、排出事業者だけでなく処理業者にも適用される。

基準の客体	処理基準等	廃棄物処理法の根拠
排出事業者	処理基準・保管基準 ^{※4}	施行令第6条・施行規則第8条
処理業許可業者	処理基準	施行令第6条

※2 ④処分には、最終的な処分行為である埋立て（最終処分）のほか、これに至る前の手法として焼却、破碎、脱水等（中間処理）がある。

※3 定義は別紙『行政処分の指針』（平成17年当時）のとおり。具体的には、産業廃棄物が違法に埋立てられたことによって崩落（の危険）が生じたり、河川に土壌や水質が汚染（のおそれ）が生じた例などが対象。

※4 廃棄物を保管は原則、屋内で行わなければならないが、腐敗・悪臭の飛散・流出等をおこさない廃棄物であれば、屋外の保管でも良い（その際は囲いや積み上げ勾配等の基準が適用される）。

○ 措置命令の対象

現に行われた産業廃棄物の上記①から④に起因する環境汚染を防除するため、不適正な処理に関わった**処分者等**（建設廃棄物の場合、下請が不法投棄したり、委託基準に違反して処分を委託したり、マニフェスト[※]に関する義務に違反した場合には、元請も対象。）に命ずる。

※ 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、受渡しが行われたかを管理票によって確認する手法（廃棄物処理法第12条の3関係）。管理票交付義務違反等は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（同法第27条の2）。

○ 処分のための事実認定

廃棄物の適正処理の確保、生活環境の保全、法規制の潜脱防止を図るため、違反行為の事実を客観的に認定し、悪質・巧妙化する事案に対処して速やかに行政処分を行うことを目的としている。

廃棄物処理法に基づく調査（立入検査^{※1}、報告徴収^{※2}など）のため、罰則によりその実効性が担保される形式がとられている。本県は必要な指導監督を実施するため、いくつかの事実をもとに特定の事実を推認し、廃棄物処理法に定め

られた行政処分要件に当てはまるかどうかを認定する。この際、同法の重要な解釈指針である『行政処分の指針』（平成17年当時）を参考にするとともに、過去の法執行事例に則した総合的判断も重要である。

- ※1 **立入検査**は事実関係や現場の実態を把握するための手段。立ち入る場所は、行政処分等を行う上で必要がある箇所を広く含み、県内に限らない（廃棄物処理法第19条・第30条）。
- ※2 **報告徴収**は法の規定に照らして適正（又は法違反）か否かを判断するため、物の排出や性状、取り扱い状況、契約書・マニフェストの状況等に関して、当該物の処分等に関わった者に対して、期限を定めて必要な報告を求める手段（廃棄物処理法第18条・第30条）。

○ 建設廃棄物の処理責任について

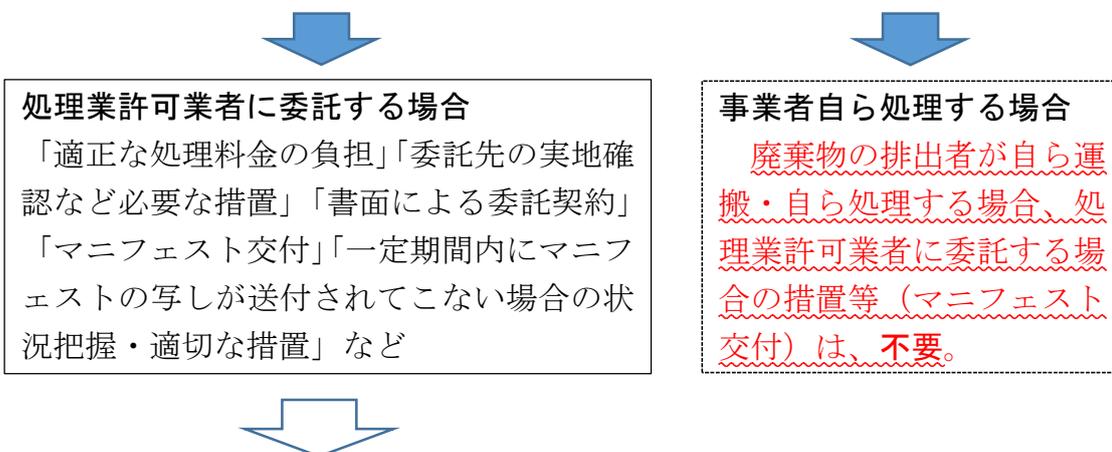
建設廃棄物に関しては「原則元請業者が排出者であるが、一定の状況の下では下請業者も排出者となり得る」と解釈されていた。しかし、解体工事に伴って発生する廃棄物の場合、工事の発注者、建設工事の元請や下請など関係者が複数存在し、廃棄物の処理責任が特殊で不明瞭になる例が多かった。

そのため、廃棄物処理法は平成22（2010）年改正により「**建設工事の元請事業者を建設廃棄物の排出事業者***である（廃棄物処理法第21条の3）」と規定した。

- ※ 物が廃棄物になるまでの最後の「使用者」や「管理者」が原則、その物の価値がなくなった時点で廃棄物の排出者となる。しかし、建設廃棄物の場合は例外で「一塊、一括りの仕事を支配、管理できる存在」と言われる。

○ 産業廃棄物の排出事業者の責任

事業者（廃棄物の排出者）は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物処理法第3条）」「その産業廃棄物を自ら処理しなければならない（同法第11条）」



・ 契約書なしで産業廃棄物を処理委託した場合…

⇒ **最高刑で、懲役3年罰金300万円**（廃棄物処理法第26条）。

- ・ 契約書なしで委託した産業廃棄物が不法投棄された場合…

⇒ **事業者も命令対象**。事業者に過失があると認められる場合、命令は連帯責任となる。また、事業者に過失がなくても、**排出事業者に対する措置命令**（廃棄物処理法第19条の6）が適用されることがある。

○ 廃棄物処理法に基づく行政指導

健康福祉センターによる行政指導は、**廃棄物に該当するものについて、廃棄物処理法の範囲内において廃棄物の適正処理を求めるものである。**

任意の口頭指導のほか、違反等の事実を確認した場合に、是正のために必要な事項を明示し、受領者に署名させて、文書指導とする場合がある。

廃棄物の定義に関して最高裁判例は、

「**廃棄物とは…（中略）…、物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの**」

とされ、現状「**廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して判断するもの**」（『廃棄物処理法の解説』より）と解釈し、廃棄物であるか否かについては、ケースバイケースで判断する必要がある。

特に、土木工事で生じた汚泥状の物質を自社処理する場合など、「**廃棄物の処理か**」「**盛土材としての使用か**」を検討するには詳細な調査を要する。

○ 土砂^{*}や伐採木の取扱について

- ・ 「**港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの**」「**土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの**」は廃棄物処理法の対象となる**廃棄物ではない**（昭和46年厚生省環境衛生局長通知）。

※ 例えば、再生資源である「土砂」と、明らかに「廃棄物」であるものが混然一体として分別できない状態になっている場合がある。どの程度の努力で分別できない状態か、その割合がどの程度か、現実問題として統一的規則性を示すことは困難であるため、従来から「**総合的に価値があれば有価物（価値のある物＝売買の対象）**」とする見解がある。

- ・ 剪定など邪魔になった**伐採木**（不要な根・枝を含む。）が、建築物その他の工作物の全部又は一部の解体に伴って生じた場合には産業廃棄物の「木くず」に当たる（廃棄物処理法第2条関係）。それ以外の場合は一**般廃棄物に該当する**。

○ 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理

土地を所有、占有又は管理する者は「その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め（廃棄物処理法第5条）」、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務がある。

3 源頭部北西側区域（⑥区域）における事実関係の整理

2009. 2. 5 (H21) 2月2日の熱海市からの通報に基づき、県東部健康福祉センター（以下「センター」という。）が現地を確認したところ造成中の分譲地内（＝⑥区域）で建物解体がれき類（コンガラ）、繊維くず（布団、毛布等）などが山積みになっている状況を目視で確認。日金町解体工事現場にいた■■■■の供述から事業主は■■■■である旨の供述があった。〈F005〉
2009. 2. 13 センターは熱海市、県東部農林、県熱海土木が合同で■■■■の責任者（■■■■）を市役所に呼出し聴取。コンクリートがらは再生骨材にしたい旨の供述があり、センターは「建設廃棄物処理指針」を示して説明。①廃棄物処理計画書を提出すること、②廃棄物の運搬車両に収集運搬車両である旨を表示すること、③保管場所の囲いと表示を設置すること、の3点を指導。同社はこれを了解。〈F007〉
2009. 4. 8 センターが■■■■による日金町解体工事の産業廃棄物処理計画書（日金町は自主施工で、伊豆山まで自社運搬する。コンクリは再生利用。一般廃棄物を分別して処理は市へ。伊豆山は仮置き。）を受理。
2009. 5. 14 センターが熱海市と所管法令に基づく指導内容の意見交換。〈F015〉
2009. 5. 28 センターは熱海市と合同で■■■■社長・■■■■を市役所に呼出し。■■■■社長から県ががれき等の撤去に移動式破砕機の設置を認めれば、破砕してD工区道路の路盤材として使いたい考えを供述。〈F019〉
2009. 6. 18 センターは■■■■から熱海市に話がある旨の連絡を受けたため、これに同席。■■■■は■■■■が日金町解体を請け負ったが、廃棄物の処理は請け負っていない旨を供述。発注者は■■■■、■■■■は請負契約の立会者で、建物解体、宅地造成工事の総合監理者であり、請負代金の支払いは■■■■から行われる旨を供述。■■■■は■■■■とは関係ないと供述。〈F023〉（センターは■■■■の責任回避がねらいと推認）

2009. 8. 27 センターが■■■■の■■■■を市役所に呼出し。■■■■に対し廃棄物の処理責任を確認するため「18条報告」を求めるとともに、日金町のがれき類を適正に処理するよう指導票を交付。移動式破砕機の使用は自社廃棄物の処理に限る旨の条件を提示。〈F030〉
2009. 9. 8 センターが■■■■から、がれき類の排出事業者は■■■■であり、■■■■は■■■■に資金提供したのみで工事自体に関与していない旨の「18条報告」を受理。〈F031〉
2009. 11. 6 センターが熱海市と合同で現地を調査。布団などが撤去されていることを目視確認。重機が進入した形跡を目視確認。〈F034〉
2009. 11. 12 センターが■■■■から、がれき類の排出事業者は■■■■であり、■■■■は■■■■から日金町解体工事（躯体のみ）を請負った旨の「18条報告」を受理。
2009. 11. 26 センターが現地を監視し、分譲地入口道路に車止め設置を目視確認。〈F038〉
2009. 12. 8 センターが■■■■から、がれき類の排出事業者は■■■■である旨の「18条報告」を受理。
2009. 12. 22 県廃棄物リサイクル室（以下「廃り室」という。）が現地を監視し、廃棄物の搬入や現場西側に地滑りの状況を確認。〈F042〉
2010. 1. 13 (H22) センターは日金町の解体廃棄物の排出事業者を特定するため、■■■■の■■■■社長・■■■■を市役所に呼出し。供述を裏付ける証拠書類を要求。あわせて移動式破砕機の手配など撤去計画を提出するよう口頭指導。〈F044〉
2010. 1. 22 センターは■■■■社長の供述や登記の内容をもってしても書面の裏付けなしでは■■■■が工事实行者であることは言えない旨を廃り室に吐露。〈F045〉
2010. 3. 26 廃り室・センターが指導対象を見極めるため、■■■■による自主施工とされた解体届を基に排出事業者の特定可否に関して専門家に相談。〈F047〉
2010. 4. 13 センターが現地を監視し、アスファルト、コンクリートブロック

のに入った袋を確認。〈F048〉

2010. 5. 26 センターはがれき類等が搬入された奥側に潰れた軽自動車が放置されている状況を目視確認。〈F050〉
2010. 6. 14 県廃棄物リサイクル課・センターががれき等の処理に関する指導について協議し、■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■の契約内容等の証拠書類を求める「18条報告」徴収を検討。〈F052・F053〉
2010. 7. 1 センターは熱海市から、■■■■ががれき類の撤去作業に関する説明をする旨の連絡を受け、これに同席。■■■■はニブラで砕いただけのがれきを造成地に敷く方法を提案したが、センターはクラッシュラン同等品でなければ廃棄物の埋立行為に当たると回答。〈F057〉
2010. 7. 16 センターが現地を監視し、新たに剪定くずやビニール袋等を確認。〈F060〉
2010. 7. 27 センターは熱海市から、■■■■と■■■■の従業員が同市を訪れ、■■■■の残土搬入は造成地の道路状態を修復することが目的である、お盆までに修復は終わる、がれき撤去は残土搬入が終われば行うとの供述があった旨を受電。〈F064〉
2010. 8. 16 センターが民間パトロール（委託）により廃棄物が減ったとの情報を受けて現地を調査。作業中の■■■■が廃棄物をトラック5台分運んだ旨を聴取。入口右奥に廃棄物が押し込まれた様子を目視確認。マニフェストはなく、供述内容に信ぴょう性がないと判断。〈F065〉
2010. 8. 31 センターが現地を監視し、新たに鉄筋のついたコンクリガラ10～15m³程度を確認。〈F066〉
2010. 9. 9 センターが熱海市と合同で■■■■を呼出し。■■■■社長は“私の代理人”である■■■■に指示して「木くず」の撤去させる旨を供述。〈F071〉
2010. 9. 16 県廃棄物リサイクル課・センターは■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■の「18条報告」の疑義に追加報告を求める協議。〈F074〉
2010. 10. 19 センターが■■■■を現地に呼出して聴取。がれきをニブラで破碎して一時保管する、■■■■自ら処理責任を持つ旨を申立。〈F076〉

2010. 11. 11 センターは熱海市、県東部農林、県熱海土木と協議。センターを含む関係機関連名による■■■■による赤井谷の土地造成工事は是正通知発出を検討。〈F083〉
2010. 11. 17 センターが■■■■から現場で作業を行う旨の情報を受けて、これに立会したが■■■■、■■■■は不在。作業員が4トン車で、残土処分地から木くず混じりの土砂を運び出したことを確認。〈F084〉
2010. 11. 19 センターが■■■■から現場で作業を行う旨の情報を受けて立入検査。■■■■とその従業員が■■■■による源頭部上部の残土搬入場所で掘り起こされた木くず残土を全て（4トン車33台分）を源頭部北西側区域へ搬入する作業を確認。また、センターは■■■■に対し（源頭部）進入路に敷きこまれた廃棄物を撤去するよう指導票を交付。〈F085〉
2010. 12. 10 センターが現地を確認し、入口付近にコンクリート板混じりの残土2～3台分の搬入を確認。〈F088〉
2010. 12. 21 センターが現地を調査し、入口付近に漂流木と思われる廃棄物が置かれていることを確認。〈F090〉
2011. 1. 21 センターは関係者の「18条報告」の内容から■■■■が産業廃棄物の排出事業者であることを立証する事実関係は明確でないため「18条報告」対象の範囲拡大を検討。〈F095・F096〉
- 【源頭部区域・源頭部北西側区域を含む土地は■■■■から■■■■（個人）に2011. 2. 25に所有権移転（登記）】
2011. 3. 10 センターが■■■■（日金町建物の事実上の所有者）、■■■■、■■■■、■■■■（日金旧建物の登記名義人、資金拠出元）、■■■■（日金町の土地所有者）、■■■■（■■■■会長）、■■■■に「18条報告」徴収の通知を送付。〈F102〉
（■■■■及び■■■■は報告済の内容であるとして、報告を拒絶）
2011. 3. 16 センターが現場を調査し、県東部地震の影響を確認。現場に廃ガスコンロ、廃照明器具、廃便座が捨てられていたことから、新たな不法投棄を呼び込んでいる可能性を推認。〈F104〉
2011. 5. 19 センターは■■■■に「18条報告」催告書を送付。〈F111〉

2011. 5. 20 センターが現場を調査し、現場内で作業した形跡を確認。
2011. 6. 20 廃棄物リサイクル課・センターは熱海市と合同で■■■■、■■■■を呼出し。■■■■社長から事実申立書と「18条報告」を受領。〈F118～F120〉
2011. 10. 4 センターが■■■■に面談を求め、廃り課立会いで事実申立書を作成。■■■■は■■■■が元請の解体工事である旨を申立。〈F136〉
2011. 11. 28 センターが現地を調査し、現場でがれきから鉄筋を取り除く作業を行った形跡があることを確認。
2011. 12. 13 センターが■■■■と面談。■■■■は覚書で払うことになっていた三百万円で■■■■が撤去を請け負うと■■■■に提案したが、実行寸前になって■■■■から止められた旨を申立。〈F140〉
2011. 12. 14 センターは■■■■（■■■■の代理人であった者）からがれき処理に関し、■■■■が 不当な金額の吊り上げをしてきたので手を引いた旨を聴取。■■■■が撤去作業を行う見込みがないので■■■■グループ会社が撤去作業を行いたいが無問題か相談を受けた。センターは土地所有者が行う撤去作業を止めることはない、廃棄物の処理に当たっては前所有者に通告するよう求めた。〈141〉
2011. 12. 21 センターが■■■■■■■■■■に「18条報告」を催告。同社は報告を拒絶。〈F142〉
2011. 12. 28 センターが■■■■■■■■■■（所在地は熱海市伊豆山。■■■■のグループ会社）で■■■■に撤去に向けた依頼文を F A X で送付。〈F144〉
2012. 1. 16 センターが現地で廃棄物量を簡易測量（1439. 2m³）。
(H24)
2012. 2. 2 センターは撤去意思を示す■■■■に対し、■■■■を通じて自ら撤去を行う注意点を説明し、撤去計画を作成するよう依頼。〈F145〉
2012. 3. 12 センターが日金町解体工事に関し熱海法務局に提出された建物滅失登記申請の内容を閲覧。〈F146〉
2012. 5. 23 センターは■■■■の申出を受けて面談。■■■■は県に対し、■■■■が責任を負わされることがないように切り分けておきたい旨を申立。センターは「18条報告」を催告。■■■■は何がほしいか明記すれば対応す

る旨を供述。〈F149・F150〉

【関係者への指導から、撤去に前向きな関係者への“要請”に力点を置く】

2012. 9. 27 センターが関係者を訪問し、面談。関係者は段取り中で、まだ具体的な計画はない旨を申立。〈F152〉
2012. 10. 19 県廃棄物リサイクル課・センターが関係者と面談し、土地の修復計画を聴取。関係者が残した廃棄物について再三、同社に撤去を要請したが行われることがなかったので、自己が管理する廃棄物として処理業者に処分するつもりである、がれき類は、源頭部の盛土箇所の修復工事等で有効活用したい旨を申立。〈F153〉
2012. 11. 15 県廃棄物リサイクル課・センターが、関係者が廃棄物を自己処理できる対応手法を検討。〈F154〉
2012. 12. 14 センターに関係者が来所。早く廃棄物を撤去したいが、熱海市から待つて欲しいと言われた旨を供述。〈F155〉
2012. 12. 18 センターが関係者に「18条報告」を求める通知を発出。後日、不達で返戻。〈F157〉
2012. 12. 20 センターが関係者を訪問し、がれきの利用に関する書面の提出を求めた。〈F158〉
2013. 1. 9 センターは関係者から関係者が放置したがれき類他の廃棄物撤去を誓約する旨の書面を受理。書面には源頭部の安全対策工事に関する記載があった〈F159〉
(H25)
2013. 1. 11 センターが関係者を呼出して「18条報告」を求める通知を手交。
2013. 1. 21 センターが現場を調査した際、作業員2人ががれきの分別を行っていたため、関係者から具体的な事業計画案（産廃を岩石とその他廃棄物に分別、コンクリガラは「40-0mm」に破碎し敷地内処分、岩石等は土留め等に再利用ほか）を聴取。〈F161〉
2013. 2. 7 センターが、関係者から敷地内処分について現地主判断で処理することへの理解を求める文書（平成25年1月9日付け「関係者文書」）を受理。

2013. 2. 12 センターが現場を調査した際、重機オペによりがれきの分別・破碎作業を行われ、がれきの山は幾分か減少、代わりに碎石、鉄筋の山が大きくなっていることを目視確認。〈F163〉
2013. 3. 21 センターは■■■■の「18条報告」の一部を受理。現在調査中の項目に関して提出を求める指導票を手交。〈F164〉
2013. 3. 22 センターは「■■■■文書」の取扱いを廃棄物リサイクル課に協議。
2013. 4. 16 センターが現状を確認するために現場を調査。がれき類の山ひとつ分を残し、周辺が整地されている状況を確認。■■■■及び■■■■に連絡するも不在。経緯は不明。〈F168〉

【がれきを埋めた■■■■への“指導”に移行】

2013. 5. 8 センターが現場を立入検査し、源頭部北西側区域が整地された経緯等を聴取。■■■■から混合廃棄物を処理したことを処理委託契約書から確認。作業に従事した■■■■の■■■■（同社の契約社員）は「がれき類は敷地奥へ造成に伴い埋立した」旨を供述。センターは■■■■に指導票を交付したが、受領を拒絶。〈F169〉
2013. 5. 16 センターは■■■■から提出されたマニフェストの内容（2013. 3. 25～4. 6 混合廃棄物25.7m³ 計10回）を確認。〈F170〉
2013. 7. 19 センターは「■■■■文書」に対する県の考えを伝達するとともに、■■■■に対し、地中に埋立したがれき類を掘り出し、速やかに撤去作業するよう指導票を交付。〈F177〉
2013. 11. 8 センターが■■■■社長を訪問し、日金町解体现場の状況を聴取。撤去計画を提出するよう指導票を交付。
2014. 1. 9 センターががれきの掘り起こし状況を確認するため立入検査。■■■■(H26) ■■■■は開発許可に関連して熱海市と調整中で計画がずれ込んでいる旨の申立。がれきを埋立した部分を速やかに掘り起こし、造成に係る再生材（0-40相当）として使用するよう口頭指導。〈F181〉
2014. 2. 21 センターが■■■■を訪問。■■■■は適正に処理する意思がある旨を申立。〈F182〉

2014. 2. 26 センターが■■■■の真意を知るため■■■■を聴取。■■■■もがれきを適正に処理しなければならないことは重々承知している旨を供述。〈F183〉
2014. 6. 23 センターが■■■■を訪問したが不在のため、■■■■を聴取。土地開発について熱海市と協議中である旨を申立。〈F185〉
2014. 7. 16 センターが■■■■、■■■■（■■■■の支配人を名乗る者）、■■■■（■■■■を継承すると称する者）から■■■■社長に関する情報を入手。3人は■■■■社長を刑事告発するよう申出。〈F186・F187〉
2014. 8. 21 県廃棄物リサイクル課が■■■■、■■■■、■■■■がセンターに来庁したため個別に聴取。各々の申立から■■■■社長の指示があることは推認されたが、裏付け資料は確認できない。〈F190〉
2017. 1. 12 センターが■■■■を訪問したが不在。■■■■は■■■■の代理人を辞職していたため、■■■■に聴取するも「(■■■■本人に) 直接話してほしい」と申立。〈F217〉
(H29)
2017. 1. 20 センターは■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F218〉
2018. 1. 26 センターが■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F229〉
(H30)
2019. 3. 8 センターが■■■■を訪問して面談。廃棄物の撤去作業は早くても来年になる旨を申立。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F239〉
(R元)
2020. 3. 12 センターが■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F248〉
(R02)
2020. 6. 19 センターが■■■■を訪問して面談。■■■■本人から赤井谷一帯を公園として総合的に整備する計画において撤去を行う旨を聴取。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F252〉
2020. 8. 1～2021. 2. 7 センター及び民間パトロールが不定期に現地を調

査・確認したが、作業した形跡は確認できない。〈F253～F258〉

2021. 4. 14 センターが現場の状況を調査したが、作業した形跡がないため、
(R03) ■■■が総工費七億円をかけて工事する寺院の建設現場で■■■の動
静を■■■から聴取。〈F259〉

2021. 6. 30 センターが前回からの状況変化を調査したが、作業した形跡は確
認できない。崩落も確認できない。〈F260〉

論点

- ・ 解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか …(1) (2)
- ・ 土地所有者（現：旧所有者）など源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応は適切だったか …(2) (3)
- ・ 所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切（結果として、施工者等への指導等が下火になった）であったか …(2) (3)
- ・ 現所有者が源頭部北西側区域に搬入・放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか …(4)
- ・ 木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為者の特定に係る対応は適切であったか …(5)
- ・ 源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか …(5)
- ・ 残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか …(6)

4 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 事案の初期対応について

ア 確認・判明した事実

- ・ 源頭部北西側区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町における解体工事現場から生じたものであると推測された。
- ・ 2008(平成 21)～2009(平成 22)年に熱海市日金町における建物解体に係る工事発注元を調査したが、産業廃棄物の処理委託等に関する契約やマニフェストは確認できなかった。
- ・ その後の産業廃棄物の排出事業者の特定に向けた調査において、解体工事現場の責任者であった■■■■が、2009(平成 21)年 5 月頃までに日金町の現場で生じたがれき類等約 1,500 m³を、源頭部北西側区域に運搬した事実が判明した。
- ・ 運搬先が■■■■が所有する開発エリアの一角であることから、がれき類等の処分を行うため、■■■■社長が社員と称する■■■■を介し、自己の土地における処理と見せかけるなどの手法で、廃棄物を脱法的に処分する意図があると推認された。

イ 考察

- ① 任意の聞取調査や、間接強制を伴う廃棄物処理法に基づく 18 条報告により、事案の対象者の特定や全容把握のための調査を実施している。また、建物解体工事における産業廃棄物の排出事業者を特定するための調査を行っている。

(2) 18 条報告の徴収、排出事業者の特定について

ア 確認・判明した事実

- ・ ■■■■社長が主張する「自社利用のための仮置き」の真偽を確かめるために、任意調査のみならず、間接強制を伴う 18 条報告による調査を行うも、同氏ががれき類の処理に関して指示した内容や金の流れなど、具体的な書証を確認することはできなかった。
- ・ 当事者である■■■■や■■■■社長の供述に加え、報告徴収を行う対象を、重機作業員や源頭部で残土処分を行っていた工事事業者にも広げた結果、工事の元請は■■■■であると推認され、委託基準に違反して許可のない者ががれき類等を収集・運搬させ、これを山積みにして放置する不適正な保管※であると推認された。

※ 排出事業者が産業廃棄物を「保管」する場合には、保管施設により保管することなどを規定している(廃棄物処理法施行規則第 8 条参照)ため、客観的に「保管」とはいえないような残置の状態にあつて、処分が全く

予定されていない場合には「捨て」る行為に当たる（平成30年3月22日広島高裁判決）。

- ・ 一方、産業廃棄物の処分に係る契約書などの文書は確認できず、■■■■社長による、がれき類等は自社物の一時仮置きであり、■■■■は■■■■の社員である旨を否定する事実を見いだせなかった。

イ 考察

- ② 排出事業者の特定に至らなかったが、全容把握等に向け、■■■■ら関係者との駆け引きを繰り返し、産業廃棄物の適正処理を促すべく行政指導を重ねた手法は適切であったと考える。

(3) 対象者への指導について

ア 確認・判明した事実

- ・ 県は、産業廃棄物の不適正な保管に関する調査を進めるも、事実関係につながる客観的証拠に乏しいことから、並行して、土地所有者たる■■■■の清潔保持の義務を履行を求め、がれき類等を適正に処理するよう行政指導（2009（平成21）年2月から2013（平成25）年11月までに不定期に20回以上の電話連絡を行い毎年、本人への直接面談）を行った。しかし、■■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続けた。
- ・ 2011（平成23）年2月に伊豆山分譲地の所有権が■■■■に移転した。その土地の売買契約において■■■■社長は、源頭部北西側区域に残存するがれき類等を撤去する旨の覚書を■■■■と交わしたが、■■■■社長はこれを反故にし、履行しなかった。
- ・ 廃棄物処理法の解釈によれば、新たに所有権を取得した■■■■は産業廃棄物の排出事業者*には当たらないため、当該がれき類等を処理する責任はない。
※ 排出事業者について『建設廃棄物処理指針（平成22年度版）』では「廃棄物を排出する者であり、建設工事においては、発注者から直接建設工事を請け負った者（元請業者）が該当する」とされている。
- ・ 産業廃棄物の保管用地の売買に伴う保管責任については、当該土地の売買により当然に移転するものではない*とされるが、がれき類等が残置されていることを知りながら当該土地を取得したことから、県は買主である■■■■についても、がれき類等を長期に放置した管理責任は免れられないと考えて、土地所有者の責務について説明し、管理者たる■■■■に清潔保持義務（廃棄物処理法第5条）の履行を要請した。

※ 『廃棄物処理法Q&A 三訂版』<55頁>には「保管責任が買主に移転す

ることを明らかにし、かつ土地の売買価格に保管の費用を見込んであるような場合には、買主に移転するものと考えられる」とされている。

- ・ 2011(平成 23)年 2 月に伊豆山分譲地の所有権が■■■■に移転し、■■■■本人から残置された廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出されたため、県は、■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■に対する指導から、■■■■への撤去要請を進めることに力点を置くとともに、源頭部北西側区域及び源頭部へ廃棄物が持ち込まれないよう監視パトロールを実施・継続した。

イ 考察

- ③ ■■■■に対して、いたずらに指導を続けたのではなく、並行して土地所有者たる■■■■社長に対して清潔保持の義務を履行を求め、がれき類等を適正に処理するよう 20 回以上の行政指導を重ねていることは、裁量の範囲内での適切な対応だと言える。
- ④ しかし、■■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続け、改善が見られなかった状況を悪質と捉えれば、技術的な専門家への相談のみならず、弁護士に相談するなどの選択肢も考えることができたと思われる。
- ⑤ 廃棄物を残置した前所有者の■■■■社長に対して、指導を継続する必要があったものの、土地所有者の変更という状況変化は新たな土地所有者たる■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■に対する指導から■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いた。野積みされた廃棄物を現実的に処理させる方策を探ったことには、合理性があると考えられる。
- ⑥ なお、本事案における現所有者の■■■■の関与時期は、■■■■からの土地を取得した 2011(平成 23)年 2 月以降と考えられる。県が、源頭部に持ち込まれた残土の中に「木くず」を確認した時期が 2010(平成 22)年 8 月 31 日であることから、当該「木くず」が■■■■の関与によって投棄されたとは考えられない。また、■■■■の関与による投棄を調査した記録はない。

(4) 行政処分の可能性の判断について

ア 確認・判明した事実

- ・ 県は、2013(平成 23)年 1 月頃から、源頭部北西側区域において■■■■による鉄筋の除去、木くずの分別等の作業が行われていたこと、加えて、■■■■による土地造成工事において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の利用計画

の提示があったことから、破砕したがれき類が廃棄物に該当しないかどうかについて、事前に県の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■■に回答した。

- ・ また、県は、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう任意の要請を繰り返しながら、事案の解決に当たった。
- ・ しかし、後日、県が立入検査を行ったところ、■■■■の指示で2013(平成25)年5月までに当該がれき類は砕かれ、その場に埋め立てられた事実を確認した。当該行為は、産業廃棄物処理施設の無許可設置(廃棄物処理法第15条違反)行為に当たるため、■■■■に対して埋め立てたがれき類を掘り起こして適正に処理するよう指導した。
- ・ 併せて、無許可で埋め立てている状況は、廃棄物処理法に定める処理基準に適合した状態で埋め立てたことが確認できないため、本件が「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」(廃棄物処理法第16条)の規定に抵触することが疑われたため、関係規定に基づいて、■■■■を行政指導した。
- ・ これに対し、■■■■ががれきを掘り起こして撤去する意思を示したため、■■■■が意図して「廃棄物を捨て」たことまでは推認できないとして、速やかな解決を進めるべく、■■■■に撤去計画の作成を求め、県と具体的に協議するよう重ねて指導した(これまでの指導票交付5回。面会指導7回)。

イ 考察

- ⑦ ■■■■によると推認された不適切な廃棄物の処理状況に対し、「措置命令」の発出も視野において証拠を集めるため、廃棄物処理法に基づく18条報告を行っており、事業者の悪質性の認識が甘かったとの指摘は当たらない。
- ⑧ 措置命令に至らなかった理由は、調査結果から、措置命令の発出に必要な要件を満たす事実が明らかにならなかったためである。
- ⑨ また、生活環境保全上の支障についても、将来的な支障のおそれを視野に入れて弁護士へ相談することも打開策の一つとして考える余地はあったと思われるが、当時の対応は裁量の範囲内だったと考えられる。
- ⑩ 土地を購入した時点の■■■■には、廃棄物処理法上の排出処理事業者としての法的責任はなかったが、廃棄物を埋め立てた■■■■の行為に対し、早期に行政処分をする方針をさらに入念に検討するべきだったという指摘はあり得る。

(5) 源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂について

ア 確認・判明した事実

- ・ 県は2010(平成22)年8月に、熱海市からの通報を受け、源頭部に持ち込まれた残土の一部が崩落した法面を修復している作業現場において、土中に「木くず」が混入していることを確認した。

源頭部における土地改変時期（推認）

■※による土地改変	2009(平成21)年5月頃から2010(平成22)年6月頃まで
■、■による土地改変	2010(平成22)年7月頃から終期は不詳

※ ■社長の依頼を受けて「■」を名乗り源頭部で残土処分を行っていた者。

- ・ 県は、源頭部の残土搬入に関わっていた■、■（いずれも■との関係性は不詳）、現場作業員に対し、搬入現場での聴取を行ったが、各々主張が食い違い、持ち込まれた残土に混じていた木くずがどのような流入経路をたどったかについては、これら残土運搬関係者からの聴取では、特定することはできなかった。このため、「木くず」混入の経緯は判明していない。

- ・ 県は「木くず」の処分者等を特定できなかったこと、源頭部における■の残土処分作業は2010(平成22)年6月頃までに終了していたこともあり、「木くず」混入の事情等を知っていると推認された■の■社長に対し、報告するよう指導票を交付し、源頭部法面の修復作業に従事していた■の■に対し、「木くず」を取り除くよう指導した。

同年10月から作業責任者を名乗った■、■らによって、当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動された。

- ・ 県は翌月19日に当該作業の完了を確認している。なお、移動した「木くず」の処理状況の確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認ができない。

イ 考察

- ⑪ 県は処分者等を特定できなかったこと、源頭部における■の残土処分作業は終了していたこともあり、「木くず」搬入の事情等を知っていると推認された■の■社長に報告を求めるよう指導票を交付し、源頭部法面の修復作業に従事していた■の■に「木くず」を取り除くよう指導した対応は適切である。

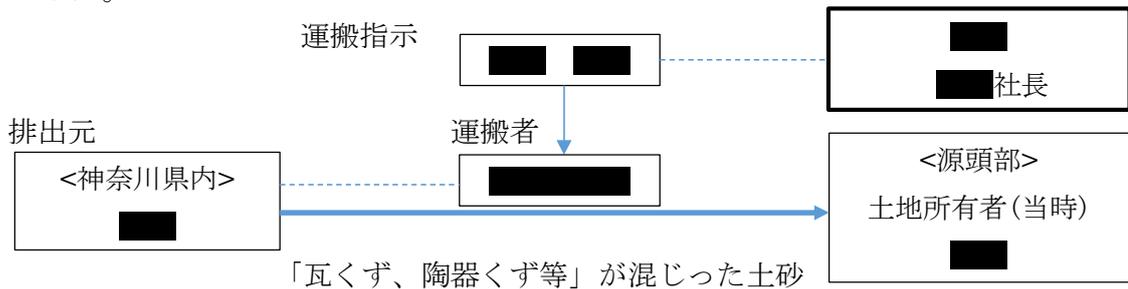
- ⑫ 指導の結果、関係者により当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区

域に移動され、県は2010(平成22)年11月19日に当該作業の完了を確認した。なお、移動した「瓦くず、陶器くず等」混じりの土砂の移動ではなく、適正に処理するよう明確に指導すべきだった。

(6) 源頭部に持ち込まれた廃棄物に係る対応について

ア 確認・判明した事実

- ・ 県は2010(平成22)年10月に、源頭部進入路付近で■■■■のダンプ車両が廃棄物と考えられる「瓦くず、陶器くず等」が混じった土砂を下ろしたため、運転手を聴取し、当該土砂の排出元が神奈川県内の■■■■(以下「■■■■」という。■■■■との関係性はないと推測される。)であることを把握した。



- ・ 県は土砂の排出元であった神奈川県内の■■■■を立入検査し、代表者から聴取により、土砂搬入の指示が■■■■の■■■■の指示であることが判明するとともに、源頭部進入路付近に下ろされた土砂への「瓦くず、陶器くず等」の廃棄物と同じ性状の土砂が確認できた。
- ・ 県は、■■■■に対して、「瓦くず、陶器くず等」の廃棄物を適正に処理するよう指導するとともに、源頭部北西側区域及び源頭部に新たな廃棄物が投棄される懸念があったため、定期的に周辺を監視する必要があると判断し、継続的なパトロールを実施した。
- ・ なお、源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認ができない。

イ 考察

- ⑬ 県は、「瓦くず、陶器くず等」については、適正に処理するよう指導したが、後日の現場確認の際には、当該廃棄物はなく、追究ができなかった。源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の記録はなく、処理先まで確認する必要があった。
- ⑭ なお、源頭部に新たな廃棄物が投棄される懸念があり、定期的に周辺を監視する必要があると判断し、これ以降、継続的なパトロールを実施したこ

とは適切な対応だった。

(7) 関係機関との連携について

ア 確認・判明した事実

- ・ 2014(平成 26)年 8 月、源頭部の残土搬入に関わっていた■が、源頭部の崩落の危険性について、県東部健康福祉センターに忠告するとともに、県砂防課にも電話した旨を申し立てた。
- ・ 残土を搬入した■自らの情報提供であったことから、その情報提供内容の信ぴょう性には疑問が持たれた。このため、県東部健康福祉センター及び県廃棄物リサイクル課は、その発言の真意や災害発生の危険性について確信を持つことができず、この事案に関して行政指導した関係者に対して、■の指摘内容の真偽に関する照会は行っていない。
- ・ 廃棄物処理法を所管する県東部健康福祉センターは、源頭部北西側区域にこれ以上廃棄物を入れられないよう監視する目的で、継続的なパトロールを実施したが、パトロールで確認した廃棄物や現場の状況に関して、熱海市や県組織間で情報共有していない。

イ 考察

- ⑮ 源頭部の崩落の危険性指摘等に対する対応については、源頭部崩落の危険性の情報提供があったが、廃棄物処理法を所管する部署職員に、土木工学的な知見がなかったこと、併せて、通報者からも土木担当部署に連絡したという申立があったことから、関係部署に情報提供や確認を改めて入れるという考えに至らなかった。
- ⑯ なお、他法令を所管する熱海市や関係機関と情報共有を行い、連携して対応する意識が不足していたと考えられる。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- ・ 県は、熱海市日金町の建物解体工事から源頭部北西側区域にがれき類等が持ち込まれたことが推認されたため、解体工事現場に残存するがれき類等が飛散・流出する危険性を考慮し、解体工事現場の改善を優先して監視・指導を行っていた。
- ・ これらの対応は、担当職員個々の経験や知識だけで対応していたわけではなく、本県が平成 15 年度に設置した不法投棄撲滅対策本部を中心に、本庁・出先機関の職員が定期的に不法投棄対策推進会議を開催し、不適正処理が行われた事案の実態を共有し、処分者等の指導・監視方法を協議して対応した。

- ・ 廃棄物処理法は、度重なる改正により排出事業者責任の徹底や罰則の強化が行われてきたが、全国的な最終処分場のひっ迫を背景に県域外からの産業廃棄物の流入や、“土砂と称して廃棄物を処分する”など複雑・巧妙化している。
- ・ こうした産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の根源は、それを行った処分者等にあり、法の抜け道や、行政が指導しにくい事情を知って、指導を聞かないことを自ら吹聴する者や、関係者などの情報を黙秘し、黒幕や関係者を恐れて身の保身を図る者や、関係を知られた担当職員を恫喝してくることもあり、廃棄物行政に関わる職員は事実関係の把握に多くの時間と労力を廃棄物処理法に基づく権限の範囲を駆使することになる。
- ・ 源頭部北西側区域に持ち込まれたがれき類等への対応については、行政裁量として認められる範囲内であって、県の指導は適切であったと言える。しかし、**■**の「善意をもって撤去する」との言質に期待し、行政指導がいたずらに繰り返される運用が確認された。こうした言質を悪質なものと捉え、断固たる姿勢により**廃棄物の処分者等の特定に関する調査、不適正に処理された産業廃棄物の適正処理に係る指導及び事実認定による行政処分の判断**を迅速に行い、違反行為が継続することのないよう監視・指導していく必要がある。
- ・ 一方で、県は現在、今般の土石流災害の再発防止の観点から最悪の事態を想定し、災害防止を目的とする他法令所管部署に情報提供・共有を迅速に判断するため、以下の取組を進めている。

(1) 廃棄物処理法令の厳正な運用

- ・ 今後、指導を行う際には、行為者へ指導内容の明確化、指導後の業務確認のため、文書による指導、記録保存を励行していく。
- ・ また、行政指導による改善が見られない場合には、法的効果を伴う行政処分を講じるため、過去の事例にとらわれることなく、環境省『行政処分の指針』の厳格運用に努め、速やかな違反行為の把握・事実認定に取り組む。具体的には、専門機関や弁護士と連携しながら、関連する事例や参考となる判例を迅速に収集して職員間の技術や知識を高めるとともに、監視・指導の手法に反映する。
- ・ なお、対応困難事例については、速やかに法務課に支援を要請する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した監視・パトロール

- ・ 地上からのパトロールだけでなく、デジタル技術を活用した衛星監視やI

Tを活用していく。

(3) “廃棄物混じりの土砂” への対応

- “廃棄物混じりの土砂” に対する各法や県盛土条例が相互に連携できるよう、令和4年度から職員を相互に兼務するなどして、立入検査や情報を共有して対応している。
- 令和5年度から、盛土対策課兼務職員に廃棄物処理法に関する研修を実施しており、人事異動のある年度当初に実施しており、継続していく。

(4) 関係機関との連携

- “廃棄物混じりの土砂” に思われる事案については、“盛土等対策会議” 委員として関係機関に事案を報告し、情報共有を行っている。
- 残土は、建設工事現場から発生する。残土の約8割は公共工事から出ていることから、公共工事を発注する公共工事所管部局に対し、廃棄物と土砂の分別の徹底による廃棄物の定期制処理を周知・啓発していく。

【参考】

『行政処分の指針』（平 17. 8. 12 環廃産発第 050812003 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となっている。

しかしながら、一部の自治体においては、自社処分と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。

このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県（政令で定める市を含む。以下同じ。）におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

（中略）

第 8 措置命令（法第 19 条の 5）

2 要件

(2) 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

① 「生活環境」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。

また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。

② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。

しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。

③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。